

指名停止措置について

指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
(株)コンドウ	近藤 剛	安来市広瀬町広瀬 3 9 6	平成 2 9 年 4 月 4 日から 平成 2 9 年 4 月 1 7 日まで (2 週間)
(株)ノリコー	高橋 修一	松江市東出雲町意宇南 2 - 5 - 2	平成 2 9 年 4 月 4 日から 平成 2 9 年 4 月 1 7 日まで (2 週間)

指名停止の措置の範囲

安来市が発注する建設工事等について、指名停止措置とする。

指名停止に係る事実概要等

(株)コンドウは、鳥根県松江県土整備事務所が発注した「目谷地区防災安全交付金（急傾斜地崩壊対策）工事」において元請負人として同工事に携わったが、平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日、下請負人である(株)ノリコ の作業員が、斜面の中段にある仮置ヤードからタイヤショベルのバケットに小型発電機と電動カッターを入れ工事用道路を後進していたところ、タイヤショベルが横転し、飛び出した作業員が負傷（第 2・3 胸椎棘突起骨折、左後十字靭帯付着部剥離骨折）する事故を生じさせた。

松江労働基準監督署は、同年 1 2 月 2 2 日に元請人に対し、下請負人が労働安全衛生法の規定に違反しないよう必要な指導を行っていなかったとして（労働安全衛生法第 2 9 条違反）、(株)ノリコ に対し、傾斜地で車両系建設機械を用いて作業を行う場合において、当該車両系建設機械の転倒又は転落により労働者に危険を及ぼすおそれがあるにも関わらず、誘導者を置かなかった（労働安全衛生法第 2 0 条違反）として是正勧告を行った。このことは、安来市建設工事等入札参加者指名停止等措置要綱別表第 1 第 8 号に該当する。なお、指名停止措置の期間は 2 週間とする。

指名停止措置理由

安来市建設工事等入札参加者指名停止措置要綱
別表第 1 第 8 号

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 2 月以内